

守口市

自治体システム標準化対応に係る

情報提供依頼 実施要領

令和7年3月6日

守口市 デジタル戦略課

1. 情報提供依頼の概要

(1) 背景と目的

令和 3 年 9 月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、対象業務については国が定める標準仕様に適合した情報システムを利用することが自治体に義務づけられています。

本市においては令和 8 年 1 月に標準化対応をする予定で検討を進めてきましたが、一部業務について方針変更を得ざるを得ない状況となったため、情報提供依頼（以下、「RFI」という。）を実施します。

「自治体情報システム」の標準化対応に関して、「本市への導入が可能な事業者の把握」、および「本市規模で一般的な標準化対応経費の見積等の把握」を目的としています。

(2) 本情報提供依頼の範囲

以下に掲げる標準化対象システムのそれぞれの標準仕様書に示されている範囲及び付帯システムが対象になります。

＜標準化対象システム＞※各システムの仕様は各システムの標準仕様書に準拠すること。

- 児童手当（児童手当システム）
- 児童扶養手当（児童扶養手当システム）
- こども・子育て支援（こども・子育て支援システム）
- 障害者福祉（障害者福祉システム、特別児童扶養手当システム）
- 介護保険システム
- 就学事務（就学援助システム、学齢簿システム）
- 健康管理（養育医療システム）

＜付帯システム・機能＞

- 地域生活支援システム
- 医療費助成システム
- 避難行動要支援者名簿システム
- 医療券システム（就学援助受給者の医療券）
- 特別支援教育就学奨励費システム
- 学校納入金（学校諸費、給食費を徴収管理するシステム）
- 給食費管理（給食費を管理するシステム）
- 特別徴収（児童手当から給食費・学校諸費等を特別徴収する額を計算するシステム）
- 夜間学級（学籍管理および就学援助）

(3) 情報提供依頼内容

貴社が提供する自治体情報システムについて、以下に示す項目への回答をお願いします。

＜貴社の基本情報＞

会社情報・実績（6 問）

＜令和 12 年度までの自治体情報システム標準化対応について＞

標準化対応の可否（最大4問）

2. 情報提供依頼の実施要領

(1) 情報提供および提出方法

① 記入様式

「様式1」に記入ください。別紙での回答を希望される場合は、回答欄にその旨を記載してください。

② 提出方法

記入した「様式1」、及び「別紙（ある場合のみ）」のファイルを、「4. 提出・問合せ先」のメールアドレス宛てに送付ください。

③ 提出期限

令和7年3月21日（金）17:00まで

(2) 質問の受付期限および提出方法

質問受付期限：令和7年3月14日（金）17:00まで

「RFI 質問票」にご質問を記入いただき、「4. 提出・問合せ先」のメールアドレス宛てに随時送付ください。

準備ができ次第随時回答します。

（質問への回答については、ホームページでの公表や他事業者への共有は行いません。）

3. 補足・注意事項

- (1) 情報提供いただいた資料については、上述の目的以外では使用しません。
- (2) 情報提供に際して発生する費用は、貴社の負担となります。
- (3) 国への報告や他市との情報交換のために、提供いただいた情報・資料を利用することがあります。
- (4) 提出いただいた情報・資料については返却しません。
- (5) 提供いただいた情報の詳細を確認するため、本市より直接ヒアリングをお願いする可能性があります。

4. 提出・問合せ先

守口市役所 デジタル戦略課

電子メール：digital@city.moriguchi.lg.jp

電話： 06-6991-2324

以上